

後期高齢者医療保険からのお知らせ

平成28年1月からマイナンバーの利用が開始されたことに伴い、後期高齢者医療の届出書や申請書に個人番号(マイナンバー)を記載していただくことになりました。

保険証の再発行や限度額認定証の申請、後期高齢者医療の被保険者(加入者)が転居される場合などは、加入者本人の個人番号(マイナンバー)の確認と本人確認が必要となります。

また代理の方が手続きをされる場合は代理権の確認も必要となりますので、下記の書類を持参の上お越しく下さい。

個人番号(マイナンバー)を記載していただく主な届出書および申請書

- 住民異動届
 - 被保険者証等再交付申請書
 - 限度額適用・標準負担額減額認定申請書
 - 障がい認定(認定/撤回)申請書
 - 特定疾病認定申請書
 - 高額療養費支給申請書
- (※各申請に必要な添付書類は、町民生活課にお問い合わせください。)

本人が窓口で手続きする場合の確認書類

- ①被保険者本人の個人番号カード、個人番号通知カード、個人番号が記載された住民票のうち何れか1点
- ②被保険者本人の運転免許証などの顔写真が入っている証明書1点
- ③上記②の証明書がない場合は被保険者本人の被保険者証、介護保険証、年金手帳、年金証書など公的機関が発行している証明書2点

本人以外(代理人)が窓口で手続きする場合の確認書類

- ①被保険者本人の個人番号カードまたは写し、個人番号通知カードまたは写し、個人番号が記載された住民票の写しのうち何れか1点
- ②代理人の運転免許証などの顔写真が入っている証明書1点
- ③上記②の証明書がない場合は代理人の被保険者証、介護保険証、年金手帳、年金証書など公的機関が発行している証明書2点
- ④被保険者本人の被保険者証、委任状(任意様式可)など代理権が確認できる書類

町民生活課 ☎ 72-6933

予備自衛官補を募集します

予備自衛官補を下記により募集します。詳細は問い合わせください。

募集種目		資格	受付期間 (締切日必着)	試験期日
予備自衛官補	技能	18歳以上で*国家免許や国家資格等を有する方 (資格により53歳未満~55歳未満の方)	4月8日(金)まで	4月15日(金)~19日(火) ※いずれか1日を指定されます。
	一般	18歳以上~34歳未満の方		

※予備自衛官補とは

一般社会人や学生の方を予備自衛官補として採用し、教育訓練終了後、予備自衛官として任用する制度です。予備自衛官になると普段は社会人としてそれぞれの職業に従事しながら、必要とされる練度を維持するため教育訓練招集に応じます。

有事の際には、予備自衛官として防衛招集や災害招集、国民保護招集に応じることとなります。



福島地本キャラクター
『モモろう君』

※国家免許、国家資格とは

「国家免許」 許可が無いのにその行為を行うと刑事犯罪になるもの。法律上、一般人には禁止されている行為であるが、「免許」を取得することで、その行為を行う事が出来る権限を国等から与えられるもの。

「国家資格」 その人の技術や知識、能力の認定。資格が無くても、法律により禁止されている事であれば、その行為を行うことが可能であり、その能力の認定を国が行っているもの。

自衛隊福島地方協力本部 郡山地域事務所
☎ 024-932-1424